

令和3年度

ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金
の手引き

令和3年(2021年)8月

北海道経済部

ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金について

事業概要

北海道内のものづくり産業分野の企業が道外から人材を確保するために要する経費の一部を補助することにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着や、本道ものづくり産業及び関連産業の振興を図ることを目的としています。

募集期間 令和3年(2021年)8月19日～令和4年(2022年)1月31日 予算額に達した時点で終了します。

補助対象者

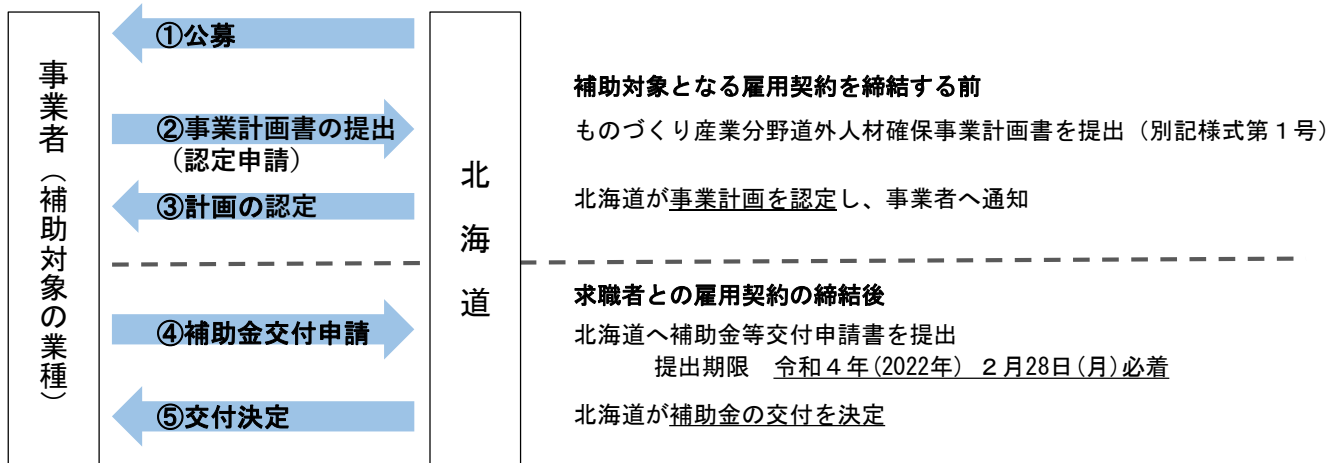
地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道企画提案において、支援対象とする次の指定主要業種又は指定関連業種の事業者であること。

指定主要業種	指定関連業種
輸送用機械器具製造業 (E31)	繊維工業 (E11)、化学工業 (E16)、プラスチック製品製造業 (E18)、ゴム製品製造 (E19)
電子部品・デバイス電子回路製造業 (E28)	情報通信機械器具製造業 (E30)、通信業 (G37)
電気機械器具製造業 (E29)	金属製品製造業 (E24)

補助対象事業、補助率、補助対象経費、上限額

補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に正社員として雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。 2 雇用契約にあっては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。 4 週2日(4週8休)以上の休日を設けていること。	補助対象経費の1/2以内	事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費	雇用契約を締結した者1名につき5万円以内(通算限度額は、1事業者につき10万円)(補助額は千円未満切り捨て)

計画・補助金申請までの流れ



- ・詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。
- ・申請様式は、産業振興課ホームページからダウンロードしてください。

申請書提出先

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係
住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-204-5323

留意事項

1 事業計画の認定について

この事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」を活用しており、事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることから、次に該当する事業計画を**優先採択**します。

- (1) 令和3年(2021年)10月末までに雇用契約を締結する事業計画
- (2) 良質で安定的な正社員の雇用の創出及び定着に配慮した内容となっているもの。

該当する場合は、「ものづくり産業分野道外人材確保事業計画書（別記様式第1号）」の「1 道外人材の採用計画」の「(2) 採用予定時期」及び「(4) 勤務条件」の項目に、該当する内容について記載してください。

注) 「正社員」とは、非正規雇用者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者を指す。）を除いた労働者を指す（この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。）。

注) 「良質で安定的な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件（就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が20万800円以上であること及び月平均所定外労働時間が20時間以下であること）を満たす正社員を指す。
なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

2 適正な執行

- (1) この事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」を活用していることから、補助制度の利用に当たっては、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。
不正な行為が行われた場合は、補助金を返還いただくこととなります。
また、国の会計検査院による、実地検査が行われる場合があります。
- (2) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつ、これを事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

3 補助対象事業の公表

補助金等の交付に係る次の事項について、補助金等の額の確定後、当課ホームページに掲載します。

- (1) 補助事業等の名称
- (2) 補助事業等の概要
- (3) 補助事業者等の名称
- (4) 補助金等の額

北海道知事 様

住所 〒001-0000 〇〇市◇◇3丁目1
 企業名 株式会社〇△機械
 代表者名 代表取締役社長 ●●●●●^印
 電話番号 001-000-0000

代表者印

ものづくり産業分野道外人材確保(変更・取下)事業計画書
 ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、認定を受けたいので、次のとおり提出します。

記

1 道外人材の採用計画

- (1) 採用予定人数 **2名**
 (2) 採用予定時期 **令和3年(2021年)10月**
 (3) 採用者が従事する予定の業務 **IoTを活用した機械の設計・製造業務**
 (4) 勤務条件(給与、勤務時間、勤務地、休日・休暇、社会保険)

給与	勤務時間	勤務地	休日・休暇	社会保険
月額21万円(年齢、経歴、職務等を考慮し、当社規定により決定)	9:00~17:30	札幌市	週休2日制、年次有給休暇等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険

良質で安定的な正社員の雇用の創出と定着について

当社では、良質で安定的な正社員の雇用の創出と定着に努めています。社員の所定内給与は平均21万円(月額)、有給休暇の取得を推進しており年間取得日数は平均13日となっています。

2 補助金等交付申請予定額

- (1) 事業者が負担する旅費(予定)の金額
10万3,000円

ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金の手引き「留意事項 1事業計画の認定について」を参照してください。

- (2) (1)の算出根拠

JR・私鉄 5,000円、航空運賃(往復) 80,000円、ホテル代(2泊) 18,000円

3 事業概要

- (1) 業種(日本標準産業分類の中分類で記載) **輸送用機械器具製造業**
 (2) 創業年・設立年 **昭和60年**
 (3) 資本金 **5,000万円**
 (4) 従業員数(正社員・非正社員) **120人**
 (5) ホームページアドレス **http://www.ooooo-kikai.co.jp**

補助対象となる指定主要業種、指定関連業種(産業中分類)であることを確認してください。

4 変更届

- (1) 変更内容(補助金等交付申請予定額の2割以上の増減の場合に提出が必要)
 (2) 変更(取下)

5 担当者・連絡先

- (1) 担当者職・氏名 **総務担当係長 〇〇 〇〇**
 (2) 電話番号・FAX番号 **001-000-0000**
 (3) E-mailアドレス **oo_oo@ooooo-kikai.co.jp**